

「馬のまち栗東」体感コンテンツ実装事業委託業務  
公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、「馬のまち栗東」体感コンテンツ実装事業委託業務（以下「本業務」という）に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等の必要な事項を定めることを目的とする。

2. 業務概要

(1) 業務名

「馬のまち栗東」体感コンテンツ実装事業委託業務

(2) 業務内容

本要領及び「馬のまち栗東」体感コンテンツ実装事業委託業務 仕様書（以下「仕様書」という）のとおり

(3) 履行期間

契約日 から 令和9年3月31日 まで

3. 予算額（見積限度額）

本業務に係る経費の見積額の上限は、18,170千円（消費税及び地方消費税を含む）とする。この金額は、契約予定金額を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものである。提案見積金額は、この限度額を超えてはならないものとし、限度額を超えた場合は失格とする。

4. 実施形式

(1) 募集方法

- ・公募型プロポーザルにより提案募集を行う。

(2) 選定方法

- ・企画提案内容について、書類審査及びプレゼンテーション審査を行う。
- ・提案事業者が4者以上の場合は、書類審査のみで一次審査を行い、上位3者を選定する。その後、選定された事業者において、プレゼンテーション審査による二次審査を実施する。
- ・総合評価点が最も高い者を、優先交渉者として決定する。

5. 契約

- ・本業務に係る契約行為は、優先交渉者の決定後、仕様等協議の上、随意契約を締結する。

- ・契約金額は、原則として企画提案時に提出した見積額を超えないこととする。ただし、仕様等協議時に企画提案に追加等があり、金額の増加が妥当である場合はこの限りではない。なお、この場合においても、「3. 予算額（見積上限額）」に記載の金額を超過してはならない。
- ・令和9年度以降の運用期間に係る契約行為は、業務内容に応じ締結予定である。ただし、運用に係る契約は、現時点で次年度以降の予算が確定していないことから、契約を保証するものではない。

## 6. 日程

項目	スケジュール	備考
実施要領等の公表	令和8年5月27日（水）	市ホームページに掲載
質問書提出期限	令和8年6月5日（金）	電子メールにて受付
質問書回答	令和8年6月12日（金）	市ホームページに掲載
参加意思表明書等提出期限	令和8年6月19日（金）	持参又は郵送にて受付
参加資格審査結果通知	令和8年6月25日（木）	郵送及び電子メールにて通知
企画提案書等提出期限	令和8年7月3日（金）	持参又は郵送にて受付
一次審査結果通知 （実施する場合）	令和8年7月10日（金）	郵送及び電子メールにて通知
プレゼンテーション審査実施	令和8年7月17日（金）	郵送及び電子メールにて詳細を通知
選定結果通知	令和8年7月下旬	郵送にて通知 市ホームページに掲載
契約締結	令和8年7月下旬～8月上旬	

※特に指定が無い限り、各種書類等の提出期限は正午までとする。

※上記スケジュールは予定のため、変更することがある。

## 7. 参加資格

### (1) 資格要件

本プロポーザルに参加する者は、次の資格要件を全て満たす者であること。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く）、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続

開始の決定を受けている者を除く)、破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続き開始の申立てをしている者及び会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始の申立てをしている者でないこと。

- ③ 栗東市建設工事等指名停止基準(平成元年2月1日公示第4号)第2条及び第3条に基づく指名停止の措置期間中でないこと。
- ④ 国税及び地方税(栗東市並びに本店及び本プロポーザルに参加しようとする支店等の所在地の市町村のもの)の滞納がないこと。
- ⑤ 栗東市暴力団排除条例第6条により、次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。

ア 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは営業所等の代表者をいう。以下この号において同じ)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下この号において「法」という)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という)であると認められること。

イ 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ)または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められること。

ウ 役員等が自己、自社もしくは第3者の不正の利益を図る目的または第3者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められること。

エ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していると認められること。

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

- ⑥ 令和5年5月1日以降において、地域の魅力発信や観光振興に関するVR等の技術を用いた体験型コンテンツまたは体験型装置の導入実績を有すること。ただし、令和8年4月30日時点で履行中の業務は対象外とする。なお、当該実績については、複数人が同時に体験可能な構成や、空間演出を伴う体験環境(イマーシブコンテンツ等)を含むことが望ましい。

## (2) 参加資格の喪失

契約締結までに資格要件を欠く事態に至った場合については、その参加資格を失うものとする。

## 8. 質疑・回答

### (1) 提出方法

質問書（様式第4号）により、電子メールで提出すること。提出の際、電子メールのタイトルは「【質問書提出】「馬のまち栗東」体感コンテンツ実装事業委託業務について」とし、電子メール送信後に必ず電話による受信確認を行うこと。電話または口頭による質問は受け付けない。

### (2) 提出期限

令和8年6月5日（金）正午

### (3) 提出先

栗東市 環境経済部 商工観光労政課 観光係

TEL：077-551-0236

メールアドレス：[shoukan@city.ritto.lg.jp](mailto:shoukan@city.ritto.lg.jp)

### (4) 回答方法

令和8年6月12日（金）に、市ホームページに質問者名を伏せて回答を掲載する。ただし、質問内容が不明瞭なもの等、内容によっては回答しない場合がある。

## 9. 参加申込・資格審査

### (1) 提出書類

- ・本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び栗東市財務規則（昭和46年規則第18号）等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。なお、各種証明書については、提出日から直近3ヶ月以内に発行されたものであること。

ア 参加意思表明書（様式第1号）

イ 事業者概要書（様式第2号）

ウ 導入実績表（様式第3号）

※実際に導入した内容が分かる画像等の添付が望ましい。

エ 履歴事項全部証明書（法人の場合）または身元証明書（個人の場合）

オ 国税の完納証明（その3の3（法人の場合）またはその3の2（個人の場合））（納付すべき国税がない場合）直近年度に滞納処分を受けていないことの証明

カ 市町村税の完納証明（「法人市町村民税又は個人市町村民税」及び「固定資産税」）（納付すべき市町村民税がない場合）直近年度に滞納処分を受けていないことの証明※対象の市町村等については、「7.（1）資格要件」の項目④を参照すること。

キ 委任状（支店名等で本プロポーザルへの参加を希望する場合）

- ・公告日時時点で、栗東市の令和8年度の物品・役務関係登録事業者の営業業種「シス

テム開発」として登録がある者は、エ〜キの書類の提出を省略することができる。

(2) 提出期限

令和8年6月19日(金) 正午

(3) 提出先

〒520-3088

滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号

栗東市 環境経済部 商工観光労政課 観光係

(4) 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は、郵送されたことが証明できる方法によることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等により申請書類等が到着しなかったことによる異議申し立ては受け付けない。

(5) 資格審査

提出された参加意思表明書を基に、参加希望者が資格要件を満たしているかについて審査を実施する。

審査結果については、令和8年6月25日(木)を目途に、参加申込を行った全ての事業者へ文書(郵送及びメール)にて通知する。なお、参加資格がないと認められた者は、通知から7日以内に、市に対して説明を求めることができる。

10. 企画提案書等の作成方法及び提出方法

(1) 提出書類

次の書類について、8部ずつ提出すること。うち1部は正本として扱い、参加意思表明書に押印したものと同一印を押印すること(要件確認表を除く)。

ア 企画提案書(様式任意)

イ 導入経費見積書(様式第5号)

ウ 運用経費見積書(様式第6号)

※併せて、企画提案書の内容を電子データとして格納したCD-Rを一部提出すること。格納するデータのファイル形式は、PDFファイルとして作成すること。

※イおよびウについて、本業務委託に該当するのはイのみだが、ウについても、運用開始時に別途契約を予定している。したがって、イのみだけでなくウも提出すること。なお、ウにあたる運用に係る契約は、現時点で次年度以降の予算が確定していないことから、契約を保証するものではない。

(2) 企画提案書等の作成方法

① 企画提案書は、次の事項に留意し作成すること。

ア A4版、用紙縦置き、横書き、両面印刷、左綴じで製本すること。

イ 表紙及び目次を除く30ページ(用紙15枚)以内で記載すること。なお、文字の大きさは原則として11ポイント以上とすること。

ウ 本要領及び仕様書に掲げる各事項を踏まえて作成すること。なお、最低限記載すべき項目及び記載順は、下記のとおりとする。

項番	項目	評価視点
1	実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市の課題、導入目的を十分に理解した上で、課題解決につながる提案が示されているか。</li> </ul>
2	業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務体制が十分で、且つ業務要員の役割が明確にされているか。</li> <li>本業務を遂行するために必要な知識及び経験を有する者が配置され、本業務を適正に遂行できるか。</li> <li>令和5年5月1日以降に、VRを用いた地域の魅力発信や観光振興に関する体験型コンテンツ制作の実績を有しているか。</li> </ul>
3	導入スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <li>本業務の遂行に係る具体的なスケジュールが示されているか。</li> </ul>
4	装置構成	<ul style="list-style-type: none"> <li>仕様書に記載の装置構成を満たしているか。</li> <li>当市の魅力を十分に伝える構成になっているか。</li> </ul>
5	導入支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>装置の導入の際の支援体制等が十分に示されているか。</li> <li>マニュアル作成及び操作研修の実施方針は示されているか。</li> </ul>
6	実装後の運用支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>運用の際の支援体制や、装置の保守体制等が十分示されているか。</li> <li>障害発生時の対応方法や納品後の保証について示されているか。</li> </ul>
7	自由提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者のノウハウを活かし、当市の魅力を効果的に伝える提案になっているか。</li> </ul>

② 導入経費見積書は、次の事項に留意し作成すること。

ア 導入経費見積書（様式第5号）を使用すること。各項目の内容は下記表の通り。なお、導入経費見積書の内容を補完する明細書（様式任意）を添付することを妨げないが、枚数が多くなならないよう簡潔にまとめること。

	項目	内容
1	装置費用	仕様書「第2章 2」の①～③に記載する全ての機能を有する装置の費用を示すこと。
2	導入支援費用	仕様書「第3章 3」に示す内容に係る費用を示すこと。
3	マニュアル作成・研修費用	仕様書「第3章 4」に示す内容に係る費用を示すこと。
4	その他費用	上記以外の諸費用を示すこと。

③ 運用経費見積書は、次の事項に留意し作成すること。

ア 運用経費見積書（様式第6号）を使用すること。各項目の内容は下記表の通り。なお、運用経費見積書の内容を補完する明細書（様式任意）を添付することを妨げないが、枚数が多くなならないよう簡潔にまとめること。

	項目	内容
1	保守等費用	装置等に保守費用等が発生する場合は、その費用を示すこと。
2	運用支援費用	運用に係る契約時に発生する費用について、想定運用期間（令和9年4月1日から令和10年3月31日まで（12ヶ月））に必要な経費を全て考慮し、月額で見積もること。
3	その他費用	上記以外の諸費用を示すこと。

イ 見積金額は、訂正のあるものは認めない。

(3) 提出期限

令和8年7月3日（金）正午

(4) 提出先

〒520-3088

滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号

栗東市 環境経済部 商工観光労政課 観光係

(5) 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は、郵送されたことが証明でき

る方法によることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等により申請書類等が到着しなかったことによる異議申し立ては受け付けない。

## 1 1. 審査方法

本要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案書類等の内容について、審査委員会による審査を行う。審査は書類審査及びプレゼンテーション審査にて行い、審査の詳細は、別紙「馬のまち栗東」体感コンテンツ実装事業委託業務 審査要領 に定める通りとする。

### (1) 一次審査の実施

提案事業者が4者以上の場合、書類審査のみで一次審査を行い、上位3者を選定する。一次審査の結果については、令和8年7月10日（金）を目途に、全ての提案事業者に文書（郵送及び電子メール）にて通知する。なお、同点の場合は、別紙「馬のまち栗東」体感コンテンツ実装事業委託業務 審査要領 に定める「4（1）審査項目と配点」に記載する審査項目のうち、審査項目【2提案内容】の評価点が高い事業者を選定する。

### (2) プレゼンテーション審査の実施

企画提案内容について、プレゼンテーションによる審査を行う。審査の概要は下記の通りとし、日時・場所等の詳細は、提案事業者（一次審査を実施する場合においては、一次審査により選定された事業者）に対し別途通知する。

#### ① 開催日

令和8年7月17日（金）

#### ② 開催場所

栗東市役所内会議室

#### ③ プレゼンテーション及び質疑応答の所要時間

30分以内（準備時間を除く）で提案内容の説明を行うこと。その後、15分程度の質疑応答を行う。

#### ④ 参加人数等

プレゼンテーション会場への入室は1者につき5名以内とする。

#### ⑤ 備品

プレゼンテーションで使用するパソコンやプロジェクター等の機器は、参加事業者が用意すること。ただし、投影用のスクリーンは栗東市で用意可能であるため、使用する場合は事前に申し出ること。

#### ⑥ 資料

プレゼンテーションで使用する資料は、提出された企画提案書のみとし、追加資料の配布は認めない。パワーポイント等のプレゼンテーションソフトについては、その内容が企画提案書の内容に合致し、提案内容の理解を助けるものである

場合に限り使用を認める。

#### ⑦ 業務関係者の参加

プレゼンテーション審査には、審査委員会のメンバー以外の本業務関係者も参加する場合がある。ただし、業務関係者は提案内容の説明及び質疑応答にのみ参加し、審査は審査委員会にて行うものとする。

### 1 2. 審査結果

審査結果については、令和8年7月下旬に、全ての参加事業者に文書で通知するとともに、市ホームページに掲載する。

### 1 3. 提出書類の取扱い

- (1) 提出されたすべての書類は返却しない。
- (2) 提出後の差し替え・追加は認めない。ただし、市が必要と認める場合には、追加資料の提出を求める場合がある。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断で、このプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (4) 企画提案書の提出は一者につき一案のみとする。

### 1 4. 情報公開及び提供

市は企画提案者から提出された企画提案書等について、栗東市情報公開条例（平成12年条例第4号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができる。ただし、事業を営む上で、競争上又は運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とする。

### 1 5. その他

#### (1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

#### (2) 費用負担

本プロポーザルに参加するための費用は、全て参加事業者の負担とする。やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において、本プロポーザルに要した費用を栗東市に請求することはできない。

#### (3) 参加辞退の場合

参加意思表明書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退するこ

となった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、担当課宛てに提出すること。

#### (4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- ① 参加資格要件を満たしていない場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 実施要領等で示された提出方法、提出場所、提出期限、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ④ 見積書の提出について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為があった場合
- ⑤ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- ⑥ プレゼンテーション審査を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合
- ⑦ 本業務に係る見積書の金額が「3. 予算額（見積限度額）」に記載の金額を超過した場合

#### (5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、受託先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

#### (6) 異議申立

本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

### 16. 問い合わせ先

〒520-3088

栗東市安養寺一丁目13番33号

栗東市 環境経済部 商工観光労政課 観光係

TEL 077-551-0236

FAX 077-551-0148

メールアドレス [shoukan@city.ritto.lg.jp](mailto:shoukan@city.ritto.lg.jp)